令和７年度　京都府被災宅地危険度
判定士養成講習会　開催要領

京都府では、大規模な地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地の危険度を迅速かつ的確に判定し、二次災害の発生を防止するため、京都府知事の要請により被災地でボランティアとして、判定活動に協力いただける人材を確保する目的で「被災宅地危険度判定士」を養成する講習会を開催しています。

判定活動の趣旨に賛同いただき、判定士の登録要件を有する多くの方に講習会を受講し、判定士に登録いただきますようお願いします。

なお、今年度は受講機会拡大のため、オンライン講習の形式で開催することとしておりますので、多くの方の受講申込みをお願いします。

京　都　府

お問い合せ先
京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
電　話　（０７５）４１４－５３４７（直通）
ＦＡＸ　（０７５）４５１－１９９１
E-MAIL　kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

目　　次

京都府被災宅地危険度判定士養成講習会開催概要
1　開催日時等　・・・・・・・・・・・3
2　主催　・・・・・・・・・・・3
3　受講料　・・・・・・・・・・・3
4　テキスト　・・・・・・・・・・・3
5　講習内容　・・・・・・・・・・・3
6　宅地判定士の登録要件　・・・・・・4
7　受講申込みに必要な書類　・・・・・・・5
8　申込期限　・・・・・・・・・・5
9　申込方法　・・・・・・・・・5
10　申込書配布場所　・・・・・・・・・5
11　書類提出先・問い合わせ先　・・・・・5

オンライン講習についての注意事項　・・・・・・・・・6

受講申込み等の様式
○養成講習会受講申込書　・・・・・・・・・7又は8
○登録申請書（第１号様式の１）　・・・・・・・・・10
記入上の注意　・・・・・・・・・11
○登録申請書（第１号様式の２）　・・・・・・・・・12
記入上の注意　・・・・・・・・・13
○資格要件申告書（第２号様式）　・・・・・・・・・14
記入上の注意　・・・・・・・・・16
○実務経験証明書（第３号様式）　・・・・・・・・・17
記入上の注意　・・・・・・・・・18

京都府被災宅地危険度判定士登録要綱　・・・・・・・・・19

※　本申込書等に記入いただいた内容は、「被災宅地危険度判定活動」に必要な資料として使用するもので、それ以外の目的に使用することはありません。

１　開催日時等

（１）日　　時：令和７年７月30日（水）
　　午後２時から午後４時10分まで
　　※午後１時30分から受講申込された方の接続を開始します。
（２）開催方法：Zoomウェビナーによるオンライン講習

※　今回の講習会は、Zoomウェビナーを用いてオンラインにより実施します。講習会の流れについて、６頁を必ず御確認ください。

２　主　催　　京都府

３　受講料　　無　料

４　テキスト

当日資料とは別に次の要綱マニュアルを全てダウンロードしてください。
『被災宅地危険度判定士　危険度判定ファイル』（被災宅地危険度判定連絡協議会編）
被災宅地危険度判定協議会のホームページ
https://www.hisaitakuchi.jp/download.html

①「被災宅地危険度判定実施要綱」
②「被災宅地危険度判定業務・実施マニュアル」
③「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」
④「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（参考資料）」
⑤「擁壁・のり面等の被害状況調査、危険度判定票作成の手引き」
⑥「被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則」

なお、ホームページからダウンロードができない方は、事前にお問い合わせください。

５　講習内容

講習時間	内　　容	講　　師
15分	被災宅地危険度判定制度について	京都府建築指導課職員
1時間50分	被災宅地危険度判定技術について	京都府建築指導課職員
５分	被災宅地危険度判定士登録手続について	京都府建築指導課職員

６　宅地判定士の登録要件

京都府内に在住又は在勤し、次の要件に該当する方

ア　大学院等在学経験者

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して１年以上の実務の経験を有する者及び土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して１年以上の実務経験を有する者

イ　大学卒業者

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者

ウ　３年課程の短期大学卒業者

短大で正規の土木又は建築の修業年限３年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限３年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務の経験を有する者

エ　短期大学、高等専門学校卒業者

前号以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関し４年以上の実務の経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して４年以上の実務経験を有する者

オ　高等学校卒業者

高等学校、中等教育学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木又は建築の技術に関して７年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して７年以上の実務経験を有する者

カ　認定講習会修了者

土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画、造園に関する10年以上の実務経験を有する者で認定講習を修了した者

キ　技術士　技術士法における本試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を建設部門、上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、建設部門に合格した者を除いては、合格の後宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務経験を有する者

ク　一級建築士　一級建築士の資格を有する者

ケ　二級建築士　建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者

コ　土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士　建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者

サ　土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士　建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として５年以上の実務経験を有する者

シ　国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

ス　国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

7　受講申込みに必要な書類

①　養成講習会受講申込書（７頁又は８頁）

②　登録申請書　（第１号様式又は第１号様式の２）　(10頁又は12頁)
※写真貼付必要（写真は、申請者の申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦３㎝×横２㎝の申請者の写真）

③　登録証に貼付する**写真１枚**（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦３㎝×横２㎝の申請者の写真。写真の裏面に氏名を記入。登録申請書用とは別途必要）

④　資格要件申告書（第２号様式）　(14頁)

⑤　実務経験証明書（第３号様式）　(17頁)
※資格要件により不要の場合があります

⑥　資格要件を証明する書類の写し

} 必要な添付書類は15頁を参照してください

※　登録判定士であってその登録期限が今年度末である方は、①の養成講習会受講申込書のみ提出ください（写真貼付は不要）。

8　申込期限
令和７年７月23日（水）

9　申込方法
郵送、ファクス又はe-mailにより、８の申込期限までに受講申込書（７頁・８頁でいずれか該当のもの）を提出してください。
e-mailでお申込みの場合、件名を「被災宅地講習会受講申込書」としてください。

10　申込書配布場所
受講申込書の様式ファイルを京都府のホームページからダウンロードできます。
ＵＲＬ　http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/1223355915472.html

11　書類提出先・問い合わせ先
〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係（担当：原田）
電　話　(075)414-5347（直通）　ＦＡＸ (075)451-1991
e-mail　kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

【 オンライン講習についての注意事項 】

今回の講習会は、Zoomウェビナーを用いたオンラインにより開催します。

次の注意事項を御確認の上、受講申込書の最後の欄の「オンライン受講が可能」にチェックを入れてください。

チェックが入り、オンライン受講いただける方のみ、受講申込みをしてください

■ 受講のためのインターネット接続環境

- インターネットによりZoomウェビナーを安定して利用できる回線とパソコン端末が必要です。
- 受講確認のためパソコンの端末はカメラ機能があり受講者の画像を送信できるものが必要です。
- ブラウザからZoomウェビナー会議室に接続しますので、Zoomアカウントの取得やZoomアプリのインストールをしていただく必要はありません。Zoomアプリをお持ちの方は利用いただけます。
- 接続と通信が安定するよう、お持ちのパソコン端末のOS、ブラウザを最新の状態にしてください。

■ 受講申込書提出から前日まで

- 受講申込書に記載のメールアドレス宛てに、当日の資料(各種マニュアルを除く)・Zoomウェビナー参加者用URL・パスコードを送付します。メールが受信できるよう、受信拒否設定等を解除してください。京都府建築指導課の課アドレス： kenchiku@pref.kyoto.lg.jp からメールします。
- URL・パスコードを受信されましたら、受信確認メールを返信にて送信ください。

■ 当日（7月30日）の進行

11:15～11:45　接続テスト

- 通信のための接続テストを実施します。接続テストには10分程度かかります。
- この時間帯は、Zoomウェビナー講義室を開いた状態としますので、先にお送りした参加者用URL・パスコードを用いて、講義室に入室できるかのテストをしてください。
- 入室できない場合は、電話で建築指導課まで連絡してください(直通:075-414-5347)

13:30～13:50　Zoomウェビナー講義室への入室

- 開催10分前までに入室ください。表示名は、自治体名・所属・氏名(フルネーム)で設定ください。
  例:「 京都府　 建築指導課　 京都一郎 」(自治体名、所属名、氏名の順)

■ 受講中の注意事項

- **受講者側のカメラをオンにし、主催者が受講者のカメラ画像を受信できるようにしてください**

  講習会の最初から最後までを通じての受講状況が主催者の画面にて確認できない場合、講習会の修了認定ができず、判定士の登録ができないこととなりますので、あらかじめ御了承いただき、御注意ください
- 受講者は、Zoomウェビナーのビデオ、マイク、画面共有の機能を利用することはできません。主催者が許可した場合は、マイクを通じて質問等をすることができます。
- **受講の状況を確認するため、講習中に主催者側から簡単な質問等をすることがあります。**

京都府被災宅地危険度判定士養成講習会

受　講　申　込　書

（公務員の方）

京都府知事　西脇　隆俊　様

私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、以下のとおり京都府被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

ふりがな 氏　名			年 齢	（申込日時点） 才
勤務先	住所 名称	〒 TEL（　　） FAX（　　）		
	部課名			
メールアドレス				
オンライン受講の可否		□　オンライン受講が可能 ※　開催要領のオンライン受講の注意事項を確認して☑を入れてください。可能な場合のみ申込みができます。		

※　**メールアドレスを必ず記載ください**。Zoomウェビナー参加者用URL・パスコードの送信先として必要です。記載がないとURL等の送信ができず受講ができませんので注意してください。

※　本講習会は京都府内に居住又は勤務している方以外は受講できません。

※「勤務先」欄の住所には、現在あなたが勤務している官公庁の本庁舎の住所を記載し、名称には官公庁の名称（「○○市役所（○○町村役場）まで」を記入してください。地方機関に勤務している場合も、官公庁の名称と本庁舎の所在地を記入し、地方機関の住所及び名称とはしないでください。ただし、電話番号は代表番号ではなく連絡が確実にとれる番号を記入してください。「部課名」欄には、現在あなたが勤務している所属部課名を記入してください。地方機関に勤務している場合は、地方機関の名称も含めて記入してください。

京都府被災宅地危険度判定士養成講習会

受　講　申　込　書

（民間の方）

京都府知事　西脇　隆俊　様

私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、以下のとおり京都府被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

ふりがな 氏　名			年 齢	（申込日時点） 才
居住地		〒 TEL（　　） FAX（　　）		
勤務先	住所 名称	〒 TEL（　　） FAX（　　）		
	部課名			
メールアドレス				
オンライン受講の可否		□ オンライン受講が可能 ※開催要領のオンライン受講の注意事項を確認して☑を入れてください。可能な場合のみ申込みができます。		

※**メールアドレスを必ず記載ください**。Zoomウェビナー参加者用URL・パスコードの送信先として必要です。記載がないとURL等の送信ができず受講ができませんので注意してください。

※本講習会は京都府内に居住又は勤務している方以外は受講できません。

※「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所を記入してください。電話番号は確実に連絡がとれる番号を記入してください。

※「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部課名と、その所在地の住所を記入してください。電話番号は、「居住地」欄と同様に連絡が確実にとれる番号を記入してください。

登録申請書及び添付書類（様式）

別記
第１号様式の１（第４条関係　申請者が公務員の場合）

写真欄 縦３cm ×横２cm

被災宅地危険度判定士
登　録　申　請　書

申請日　　年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士としての登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名			年 齢	（申請日時点） 才
勤務先	住所 名称	〒 TEL（　　） FAX（　　）		
	部課名			
緊急連絡先 （携帯電話等）		（　　）　　－		

※登録番号	※有効期限

注　※印欄は、記入しないでください。

第1号様式の1の説明

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

1　この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付書類がありますので御注意ください（添付書類は第2号様式をご覧ください。）。

2 各欄の記入について

(1)「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名をかい書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。

(2)「勤務先」欄の住所には、現在あなたが勤務している官公庁の本庁舎の所在地を記入してください。地方機関に勤務されている場合も本庁舎の所在地のみを記載し、地方機関の所在地は記載しないでください。名称には、あなたが勤務している官公庁の名称を記入してください。「○○市役所（町村役場）」までとし、地方機関に勤務している場合でも、地方機関の名称（「○○土木事務所」等）は記載しないでください。

(3) 緊急連絡先については、申請者の携帯電話番号等、被災宅地危険度判定の業務について連絡が確実にとれる番号を記入してください。勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号の記入は避けてください。

※ 個人情報の取扱いについて
　提出いただいた被災宅地危険度判定士登録申請書及び添付書類に記入された情報は、被災宅地危険度判定に係る活動に必要な事務以外の目的で使用することはありません。

別記
第１号様式の２（第４条関係　申請者が公務員以外の方の場合）

写真欄 縦３cm ×横２cm

被災宅地危険度判定士
登　録　申　請　書

申請日　　年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士としての登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名			年 齢	（申請日時点） 才
居住地住所		〒 TEL（　　） FAX（　　）		
勤務先	住所 名称	〒 TEL（　　） FAX（　　）		
	部課名			
緊急連絡先 （携帯電話等）		（　　）　　－		

※登録番号	※有効期限

注１　※印欄は、記入しないでください。
　２　被災宅地危険度判定士登録証の住所には、居住地住所を記載します。

第1号様式の2の説明

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

1　この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付書類がありますので御注意ください（添付書類は第2号様式をご覧ください。）。

2 各欄の記入について

(1)「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名をかい書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。

(2)「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている連絡のとることができる場所）を記入してください。

(3)「勤務先」欄の住所名称には、現在のあなたの勤務先の住所及び名称を記載してください。本店ではなく支店や営業所に勤務されている場合は、実際に勤務している支店や営業所の住所及び名称を記載してください。

(4) 登録のためには、居住地住所と勤務先住所のいずれかが京都府内であることが必要ですので、申請に当たって確認してください。

(5) 緊急連絡先については、申請者の携帯電話番号等、被災宅地危険度判定の業務について連絡が確実にとれる番号を記入してください。勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号の記入は避けてください。

※ 個人情報の取扱いについて
提出いただいた被災宅地危険度判定士登録申請書及び添付書類に記入された情報は、被災宅地危険度判定に係る活動に必要な事務以外の目的で使用することはありません。

第２号様式（第４条関係）　　（表）

被災宅地危険度判定士

資 格 要 件 申 告 書

年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

申告者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条に定める登録要件に下記のとおり該当することを、必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件 ⟶ □

裏面の資格要件から該当する記号を
いずれか一つ記入してください。

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に ○ 印を記入し、右欄に記載の書類を添付してください。

		記入欄	添付書類
資格要件	資格要件がア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ又はクに該当する方 （京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第１号）		○資格要件申告書（第２号様式） ○実務経験証明書（第３号様式） （資格要件により不要の場合あり） ○資格要件を証明する書類
	資格要件がシに該当する方 （京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第２号該当）		○資格要件申告書（第２号様式） ○実務経験証明書（第３号様式）
	資格要件がスに該当する方 （京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第３号該当）		○資格要件申告書（第２号様式） ○実務経験証明書（第３号様式）
	資格要件がケ、コ又はサに該当する方 （京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第４号該当）		○資格要件申告書（第２号様式） ○実務経験証明書（第３号様式） （資格要件により不要の場合あり） ○資格要件を証明する書類
	京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第２項に該当する方		知事が必要と認める書類

（裏）

該当する資格要件

該当するものいずれか一つの記号を表面に記入し、指定の証明書を添付してください。

ア　大学院等在学経験者：宅造告示第１号、都計告示第１号該当

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して１年以上の実務の経験を有する者及び土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して１年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）　②実務経験証明書

イ　大学卒業者：宅造令第１７条第１号、都計規則第１９条第１号イ該当

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類　①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）　②実務経験証明書

ウ　３年課程の短期大学卒業者：宅造令第１７条第２号、都計規則第１９条第１号ロ該当

短大で正規の土木又は建築の修業年限３年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限３年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類　①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）　②実務経験証明書

エ　短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第１７条第３号、都計規則第１９条第１号ハ該当

前号以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関し４年以上の実務の経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して４年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）　②実務経験証明書

オ　高等学校卒業者：宅造令第１７条第４号、都計規則第１９条第１号ニ該当

高等学校、中等教育学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して７年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）　②実務経験証明書

カ　認定講習会修了者：宅造告示第４号、都計規則第１９条第１号ト該当

土木又は建築の技術に関して１０年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する１０年以上の実務経験を有する者で認定講習を修了した者

必要な添付書類　①認定講習会修了証の写し　②実務経験証明書

指定の国家資格を有する者

キ　技術士：宅造告示第２号、都計規則第１９条第１号ホ該当

技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を建設部門、上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、建設部門に合格した者を除いては、合格の後、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①技術士登録証明証の写し又は技術士第二次試験合格証の写し
②実務経験証明書（技術部門を建設部門とする場合は不要）

ク　一級建築士：宅造告示第３号、都計規則第１９条第１号ヘ該当

一級建築士の資格を有する者

必要な添付書類　①一級建築士免許証の写し又は一級建築士免許証明書の写し

ケ　二級建築士

建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類　①二級建築士免許証の写し又は二級建築士免許証明書の写し　②実務経験証明書

コ　土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士

建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者

必要な添付書類　①一級技術検定合格証明書の写し

サ　土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士

建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として５年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①二級技術検定合格証明書の写し　②実務経験証明書

シ　国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類　①実務経験証明書

ス　国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関して１０年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

必要な添付書類　①実務経験証明書

注　この表で「宅造令」とあるのは、「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造規則」とあるのは「宅地造成等規制法施行規則」を、「宅造告示」とあるのは「昭和３７年3月２９日付建設省告示第１００５号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示」とあるのは「昭和４５年1月１２日付建設省告示第３８号」を表す。

第２号様式の説明

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

１　あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。
　なお、裏面の**資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択**し、記入してください。

２　**選択する資格要件ごとに、必要な添付書類が裏面に記載**されています。必要な添付書類は資格要件ごとに異なりますので、注意してください。

３　「在学期間を証明する書類」又は「卒業証明書」を添付する場合の注意事項
　「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等の**コピーでは受付できません**。
　また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準じる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることとなります。）

４　資格要件の「キ」に該当する方
　「技術士本試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

５　「実務経験証明書（様式第３号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。

第３号様式（第４条関係）

被災宅地危険度判定士 実　務　経　験　証　明　書

次の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術
土木、建築又は宅地開発に関する業務　に関し、次のとおり実務の経験を有することを証明します。

年　　月　　日

職　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被証明者氏名		年齢（申請日時点）	才	証明期間	年　月から　年　月まで
職　　名	主　な　経　験　の　内　容			期　　間	
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
				年　月　日　から	年　月　日まで
合　　計				年　　ケ月	

第３号様式の説明

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

１　「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を受け、提出してください。

２　この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。
　また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんので御注意ください。

３　各欄の記入手順

⑴ 証明文書中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に関する業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を ═ で消してください。

⑵ 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。

⑶ 「証明者」となれるのは、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた機関の証明は、「〇〇課長」又は「××部長」の証明が必要となります（「部長」より上位の管理者でもかまいません）。
　なお、**証明者自筆の署名である場合は捺印の必要はなく、証明者自筆の署名でない場合は証明者の役職の公印又は証明者の私印を捺印**してください。

⑷ 「被証明者氏名」の欄には、あなたの氏名を記入してください。

⑸ 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

⑹ 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係　技術吏員」等）を記入してください。

⑺ 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、おおむね２年ごとに一つ以上記載してください。

⑻ 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。
なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の１日でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

⑼ 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を通算した年月を記入してください。

京都府被災宅地危険度判定士登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、当該宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第１号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の実施本部の長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2) 危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3) 宅地判定士　危険度判定を実施する能力を有する者として、この要綱に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載した者をいう。

（宅地判定士の登録）

第３条　知事は、府内に居住地又は勤務先の所在地を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第 12 条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会が実施する講習会（以下「講習会」という。）を修了したものを宅地判定士として登録することができる。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 22 条各号又は都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第１号イからチまでに掲げる者

(2) 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有するもの

(3) 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、知事が認めたもの

(4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者、同法に基づく土木、建築又は造園に関する二級施工管理の資格を有し５年以上の実務経験を有する者その他前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めた者

２　前項の規定にかかわらず、知事は、府内に居住し、又は勤務する者で、前項各号

に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

（登録申請の手続）

第４条　前条に規定する者が宅地判定士の登録を受けようとするときは、被災宅地危険度判定士登録申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事は、添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(1) 前条第１項第１号又は第４号に該当する者にあっては、資格要件申告書（別記第２号様式）及びその登録要件を証する書類

(2) 前条第１項第２号又は第３号に該当する者にあっては、資格要件申告書（別記第２号様式）及び実務経験証明書（別記第３号様式）

(3) 前条第２項の規定により登録を受けようとする者にあっては、同条第１項各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類

(4) 申請者の申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦３センチメートル、横２センチメートルの写真２枚

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（登録証の交付等）

第５条　知事は、前条の申請者を宅地判定士として登録したときは、その者を宅地判定士名簿に登載するとともに、当該宅地判定士に被災宅地危険度判定士登録証（別記第４号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

２　知事は、前条の申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録することができない旨を文書で当該申請者に通知するものとする。

３　宅地判定士は、危険度判定の実施において、常時、登録証を携帯しなければならない。

（登録事項の変更）

第６条　宅地判定士は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（別記第５号様式。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 勤務先の名称、所在地又は電話番号

(3) 緊急連絡先

２　知事は、前項の届出があった場合において、宅地判定士名簿の記載事項を変更し、必要に応じて、記載事項を変更した登録証を新たに当該宅地判定士に交付するものとする。

（登録の更新）

第７条　第３条第１項の登録の有効期間は、宅地判定士が登録の申請前に受講した講習会の修了の日（同条第２項の規定により登録を受けた者にあっては、登録の日）から５年後の日の属する年度の末日までとする。

２　知事は、宅地判定士が前項の登録の有効期間の満了日までに講習会を受講して修了したとき又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有する者と認めたときは、登録の更新をすることができる。

３　前項の登録の更新を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録更新申請書（別記第６号様式）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、第２項の登録の更新をしたときは、速やかに、宅地判定士名簿に当該宅地判定士の登録の更新について記載するとともに、当該宅地判定士に更新に係る登録証を交付するものとする。

５　第２項の更新の登録の有効期間については、第１項の規定を準用する。

（登録証の再交付）

第８条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（別記第７号様式）により、知事に登録証の再交付を申請することができる。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

３　前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

（登録の辞退）

第９条　宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（別記第８号様式）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者に関する登録事項を宅地判定士名簿から抹消するものとする。

（登録知事の変更）

第10条　知事から宅地判定士として登録を受けた者が、府以外の都道府県の居住地に居住又は勤務先に勤務をすることとなった場合で、府以外の都道府県知事の登録を受けようとするときは、当該都道府県の定めるところにより、登録の変更に必要な書類を当該都道府県知事に提出しなければならない。

２　宅地判定士が、新たに独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の社員となったときは、都市再生機構の定めるところにより、登録の変更に必要な書類を都市再生機構の理事長に提出しなければならない。

３　知事は、前２項の登録の変更に必要な書類の受理の通知を府以外の都道府県知事

又は都市再生機構の理事長から受けたときは、前条第１項の規定による届出があったものとみなし、同条第２項の規定を準用する。

４　知事は、府以外の都道府県知事により宅地判定士として登録を受けた者が府内の居住地に居住又は勤務先に勤務することとなった場合、又は宅地判定士が都市再生機構の社員でなくなった場合で、当該宅地判定士が知事に変更届及び登録証を提出したときは、当該届出をした宅地判定士を府の宅地判定士名簿に登載するとともに、変更届に基づき記載した登録証を当該宅地判定士に交付するものとする。

５　知事は、前項の規定により宅地判定士に登録証を交付したときは、当該宅地判定士が変更前に登録を受けていた府以外の都道府県知事又は都市再生機構の理事長にその旨を通知するものとする。

（登録の取消し）

第 11 条　知事は、登録した宅地判定士が第３条第１項各号の要件に適合しないことが判明したときその他宅地判定士としてふさわしくないと認めたときは、その登録を取り消すことができる。

２　知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を宅地判定士名簿から抹消するとともに、その旨をその者に通知するものとする。

３　前項の規定により登録の取消しの通知を受けた者は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

（講習会）

第 12 条　府は、市町村の協力を得て、第３条第１項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識の修得及び技能の向上のための講習会を実施するものとする。

（雑則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年１月 17 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年３月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年２月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 24 年４月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年９月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月 26 日から施行する。